



長野県報

10月5日(月)
令和2年
(2020年)
第144号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
公職選挙法に基づく衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の訂正の報告（選挙管理委員会）	2

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課）	2
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請結果の決定及び縦覧（農地整備課）	3
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	4
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（生活安全企画課）	4

告 示

長野県告示第463号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市東伊那7703の2、7703の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第464号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塙3127の1、3150の3、3150の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第465号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐久市湯原字北側785の1、785の2、786の1、786の2、787
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月5日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 天竜公園阿智線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡下條村睦沢1196番の1地先から
下伊那郡下條村睦沢772番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年10月6日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月5日

長野県長野建設事務所長 下里巖

- 1 路線名 村山豊野停車場線
- 2 供用を開始する区間
長野市大字村山字北原655番の2地先から
長野市大字津野字鶴野906番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年10月5日

道路管理課

選告示第21号

公職選挙法に基づく平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、宮下一郎から次のとおり訂正の報告がありました。

令和2年10月5日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

宮下一郎中

「自由民主党長野県第五選挙区支部 13,500,000

その他の寄附 257件 2,144,000」

を

「自由民主党長野県第五選挙区支部 15,644,000

その他の寄附 0」

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年10月5日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
排水ポンプ車（30立米／分） 1台
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和3年3月30日
- (4) 納入場所
長野県建設部河川課
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資